

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

～未然防止と早期発見・早期対応のために～

湖南省立水戸小学校

1. はじめに

(1) いじめ防止の基本的な考え方(湖南省いじめ対策基本方針より)

いじめは、いのち・人権にかかわる重大な案件です。それだけに、決して許されるものではありません。しかし、残念ながら、いじめは、どの子どもにも、どの学校にでも起こり得るものです。

学校教育に携わるすべての者は、そういう認識をもち毅然として対応に当たっていかなければなりません。そして、いじめに苦しむ子どもを出さないために、日ごろから子どもたちが安心して学べる学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応できる体制を作り上げておく必要があります。

万一、いじめが生じたときは、その問題を隠すことなく、学校・教育委員会と関係機関、地域、そして家庭が手を携えて問題の解決に取り組んでいかなければなりません。

(2) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、「当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

注1:「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめを受けた児童生徒の気持ちを重視することである。

注2:「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

注3:「影響」とは、インターネットを通じて行われるものも含む。

注4:けんか等を除く。

(3) 学校の基本認識

目指す学校の姿

いじめをしない させない 見逃さない

児童の実態

- 乱暴な言葉を使い、嘲笑や排除等の表現で自己の優位を示す子がいる。
- よくない言動・行動だと分かっても、その場の雰囲気流されて同調する子がいる。
- 自ら課題解決していく力、集団で高め合う力に課題がある。
- 家庭基盤の弱さや生活状況の厳しさから、短絡的で刹那的な表現をする子もいる。

2. いじめの未然防止

(1) 児童が主体となった活動の展開

児童と共にいじめをなくすための取組を推進します。クラスや学年だけでなく、学校全体で取組を共有したり、地域に発信したりする機会をつくります。児童が主体となった活動を展開することにより、一人ひとりが「いじめはいけない」との認識や、進んで行動しようとする決意を持った児童を育てます。

- ① 全教育活動において、児童が見通しをもって主体的に活動できるように取り組みます。
- ② 体験したことをもとに自分の考えを練り上げたり、友だちと考えを伝え合ったりする活動を通して、自分の考えを持ち、互いの意見を聞き合う児童を育てます。
- ③ 「自分がされていやなことはしない」、「『みんなが～しているから』といった責任転嫁をしない」、「雰囲気流されない」ことを意識して行動できる児童を育てます。
- ④ 児童が活動から得た自信を、新たな活動に対する意欲につながる取組を進めます。
- ⑤ 児童の言動に対して、「よいことはよい、だめなことはだめ」といった毅然とした指導や、自分たちでいじめをなくそうとする気持ちを醸成する適切な指導を行います。

(2) こころの教育と体験的活動の充実

- ① 互いを思いやり、尊重し、いのちや人権を大切にすることを指導の充実に努めます。
- ② 児童の心を耕す適書を与えることができるよう、日ごろから準備に努めます。
- ③ 心豊かな人間性、社会性を育むため、「異年齢(たてわり)遊び」「地域の方からの学び」「働くことの喜び」を重視した多様な体験活動に取り組みます。

(3) わかる授業の創造

- ① 「めあて」や学習の流れ、ゴールを明確に示した授業を行うとともに、「学習のまとめとふり返し」により、児童が主体的に学習できるよう努めます。
- ② 児童が自分の考えを持ち、グループで学び合う活動場면을積極的に設けることにより、言語活動を意識した授業を展開します。
- ③ 児童一人ひとりが課題に応じて学べるよう、学校図書や ICT の効果的な活用を行います。
- ④ 自ら学ぶ力を伸ばすため、読書活動、自主学習を推進します。

(4) 仲間づくり・多様性を認め合える自尊感情の育成

- ① 児童一人ひとりの特性や状況を理解できるよう、「受容」を大切にします。
- ② 児童一人ひとりの特性・状況・能力を理解し、それに適した指導に努めます。
- ③ 集団の中で、一人ひとりに適した役割を担い、その役割をやりきることで成就感が得られるよう評価します。
- ④ 失敗しても「もう一度やってみよう」と思える雰囲気づくりを大切にします。
- ⑤ 「できないこと」より「できること」に着目して、肯定的な姿勢で寄り添い、褒めたり励ましたりしながら、児童の意欲や自尊感情を高めていきます。

3. いじめの早期発見・早期対応

(1) 児童の現状把握(早期発見)

- ① 朝の健康観察を丁寧に行い、健康状態だけでなく児童の顔色や顔つきからも精神状況の把握に努めます。
- ② 児童が安心して相談できるよう、授業中はもちろん、休み時間、給食の時間、放課後等にも積極的に声かけをします。
- ③ 定期的にアンケート調査を行い、児童の思いや生活を把握し、支援や指導につなげます。
- ④ 遊びやふざけ合いと区別のつきにくい些細な状況であっても気になったことがあれば、学年の教職員、教科担任、養護教諭等で共有し、必要な対応をします。
- ⑤ 学校の様子で気になることは、連絡帳や電話等で保護者と共有します。また、家庭訪問・懇

談会等でも児童の様子を詳しく知り、学校での支援・指導に生かします。

(2) 早期対応

- ① 学級担任だけでなく、管理職、生徒指導主任も関わり、組織的に速やかに対応します。
- ② 被害を受けた児童のケアを最優先し、児童が安心して自己開示できるような体制、場、雰囲気づくりに努めます。
- ③ 加害児童への聞き取りを慎重に行います(複数で対応)。
- ④ 被害児童・加害児童双方の保護者へ事実と今後の方針を説明します。
- ⑤ 被害児童の気持ちを第一優先しながら、謝罪の場を設定します。

4. いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要があり、加害者被害者やその保護者等への面談等を定期的に行い、確認します。また、解消の確認のことだけでなく、いじめの対応についての記録を保存し、再発防止に努めます。

5. 地域・関係機関との連携

学校の方針や取組について、保護者だけでなく地域の方へ、広報やHPを通して、広く発信していきます。CS、民生委員、スクール安全リーダー等に理解してもらうことにより、より多くの目で児童の安心・安全な学校生活を支える体制をしていきます。